

(資料1) ポツダム宣言(1945・7・26)から

六 我等は無責任なる軍国主義が世界より驅逐せらるるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せられざるべからず

八 「カイロ」宣言の条項は履行せらるべく又日本國の主權は本州、北海道、九州、四国及び吾等の決定する諸小島に局限せらるべし

十 ……吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対する厳重なる処罰を加えられるべし日本國政府は日本國国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人權の尊重は確立せらるべし

十一 前記諸目的が達成せられ且日本國国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於いては連合國の占領軍は直ちに日本國より撤収せらるべし

(資料4) 旧日米安保条約(1951・9・8)から

第一条 平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における國際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本國政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条 第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

第三条 アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条 この条約は、国際連合又はその他による日本区域における國際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条 この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

(資料2) 占領支配の7年間のGHQ・米国の動き（略年表）

1945・9・22	★米政府「降伏後における米国の初期の対日方針」発表
10・4	☆政治犯の即時釈放、思想警察と治安維持法などの廃止を指令
10・11	☆民主化の5大改革を指令
11・6	☆財閥の財産凍結と財閥解体の指令
12・9	☆農地改革の指令
12・15	☆国家と神道の分離の指令
1946・1・4	☆軍国主義者の公職追放、超國家主義的団体の解散を指令
5・3	☆極東国際軍事裁判所開廷（東京裁判）
5・15	★対日理事会でアチソン代表が「共産主義を歓迎せず」と反共宣言
5・20	★マッカーサー「暴民デモ許さず」と声明（食糧ストーリーを受けて）
11・3	（日本国憲法の公布）
1947・1・31	★「2・1ゼネスト」中止命令 (日本国憲法の施行)
1948・1・6	★ロイヤル陸軍長官が日本を『反共の防壁』にすると演説
5・18	★ロイヤル陸軍長官、日本の再軍備についての「覚書」
7・22	★公務員の争議権・団交権を剥奪要求（7・31「政令201号」）
11・12	★極東国際軍事裁判所、東条英機らA級戦犯7人に絞首刑判決
12・24	★岸信介、児玉誓士夫らA級戦犯容疑者19人を釈放 (総選挙で日本共産党35議席に大躍進)
1949・1・23	★団体等規正令公布、団体構成員の届出を義務づけ
4・4	★反共謀略事件（下山事件、三鷹事件、松川事件）
7・8月	★都内の集会、デモを全面的に禁止
1950・5・3	★「共産党は憲法の破壊を企図」と反共声明
6・2	★日本共産党中央委員会24人全員の公職追放
6・6	★集会・デモを全国的禁止（6・25解除）
6・16	★朝鮮戦争勃発
6・25	★「警察予備隊」の指令（8・10「警察予備隊令」）
7・8	★新聞協会代表にレッドページ実施を勧告
7・24	★全労連の解散を指令
8・30	★共産主義者等の公職からの排除（日本政府・閣議決定及び了解）
9・5	★第一次公職追放解除（石橋湛山ら）
8・6	★第二次公職追放解除（鳩山一郎ら）
9・8	★サンフランシスコ講和条約、日米安保条約、日米行政協定調印
4・28	★サンフランシスコ講和条約、日米安保条約、日米行政協定調印
1951	1952

(資料3) 新憲法に国民主権が明記された経過（略年表）

1945・11・10	日本共産党「新憲法の骨子」	「一、主権は人民にある。」
46・1・21	日本自由党「憲法改正要綱」	「一、統治権の主体は日本国家なり 二、天皇は統治権の総攬者なり 三、天皇は万世一系なり」
46・2・8	松本大臣が「憲法改正要綱」をGHQに提示	「天皇が統治権を総攬する」体制は、「日本国歴史の始まりた る以来不斷に継続せるもの」「天皇は至尊にして侵すべから ず」
46・2・13	占領軍が総司令部案	「茲に人民の意思の主権を宣言し」と明記
46・2・14	日本進歩党「憲法改正案要綱」	「天皇は臣民の輔翼に依り憲法の条規に従い統治権を行う」
46・2・23	日本社会党「新憲法要綱」	「主権は國家（天皇を含む国民協同体）にあり」
46・3・6	日本政府「憲法改正草案要綱」	「國民至高意思を宣言し」
46・4・17	日本政府「憲法改正草案」	「國民の総意が至高なものであることを宣言し」に書き換え
46・6～10月	憲法定議会の審議	「主権は人民にある」と明記
46・6・28	日本共産党「新憲法草案」	「主権は人民にある」と明記
46・7・2	憲東委員会「日本の新憲法についての基本原則」	「主権が国民に存する」と認めなければならない」
46・7・25	日本共産党・憲法改正案委員小委員会に修正案	前文に「主権在民を明記」「第一章 天皇 全文削除」など
46・8・24	衆議院本会議で修正可決	「主権が国民に存する」など国民主権を明記